

平成22年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成22年12月6日(月)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

■ 学識経験者

大村重成(福岡県精神科病院協会理事)(欠), 川本隆(福岡家事調停協会長)(出), 坂本雅子(福岡市こども総合センター「えがお館」名誉館長)(出), 設楽清知(NHK福岡放送局放送部長)(出), 白石幸一(福岡県警察本部生活安全部長)(出), 中嶋安雄(成年後見センター・リーガルサポート福岡支部副支部長)(出), 松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出), 森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(出), 横井幸四郎(福岡矯正管区第三部長)(欠)

■ 弁護士

石田光史(出), 松原妙子(出)

■ 検察官

中尾英明(欠)

■ 裁判官

榎下義康(委員長)(出), 杉山正士(出), 富田美奈(出)

- 5 説明担当者

日野靖史(事務局長), 林賢一(首席家庭裁判所調査官), 黒田修(家事首席書記官), 深町真弓(少年首席書記官), 大橋茂(次席家庭裁判所調査官), 長谷陽一郎(家事次席書記官), 森川直樹(主任家庭裁判所調査官), 上川隆二(主任書記官), 堤久世(家庭裁判所調査官)

- 6 テーマ

主題「子の福祉と家庭裁判所の関わりについて」

副題「子を巡る調停事件の現状と課題」

7 議事の経過及び結果（概要）

(1) 開会，委員長あいさつ

(2) 新任委員の紹介及び各委員あいさつ

(3) 家事調停事件の動向及び事件処理の流れ

裁判所書記官及び家庭裁判所調査官が，平成21年度における全国，福岡高裁管内及び福岡家裁の家事調停事件全体の新受件数等と子を巡る家事調停事件の内訳を紹介し，同事件に関する裁判所の手続及び家庭裁判所調査官の関与の実情について説明した。

(4) 現在の家族の特徴

家庭裁判所調査官が，子を巡る家事調停事件への関与を通じて感じている現在の家族の特徴について説明した後，質疑応答を行った。

委員：子を巡る家事調停事件について，子の年齢，親の年齢ごとに分析した統計数値を示していただきたい。

裁判所：事件ごとの当事者の年齢等については，統計として把握していないものもあるため，どのような統計数値の提供が可能かについては，次回の委員会までに検討したい。

委員：子どもの虐待やネグレクト等が問題となるケースもあるが，家事調停事件を扱っていてこのようなケースがあった場合に警察へ通報しているか。

裁判所：家事調停事件は，基本的には両当事者が出頭して話し合いを行う場であるということもあり，福岡家裁においては，これまでに調停の過程で警察に通報するようなケースはなかったと思われる。

委員：裁判所は，成立した調停の内容に沿って面会交流が実施（履行）されているかを確認しているのか。

裁判所：裁判所では，面会交流を含め，調停内容が履行されているかどうかの確

認はしていないが、仮に、調停で決められたとおりの面会交流が行われていないのであれば、当事者が履行勧告の申立てをすることができる。

委員：児童福祉法28条に関する事件申立てはあるのか。

裁判所：申立てはあるが、件数は少ない。

委員：家事調停事件の終了事由を教えてください。

裁判所：「調停成立」、「調停不成立」、「調停をしない決定」、「取下げ」等がある。

(裁判所書記官が、福岡家裁における家事調停事件の終了事由ごとの統計数値を説明した。)

(5) 調査の実際

家庭裁判所調査官が、子を巡る家事調停事件における調査の目的及び効果を説明した後、質疑応答を行った。

委員：医師や裁判所の医務室技官が、子を巡る家事調停事件に関与するケースを教えてください。

裁判所：子の観護が争われている事件について、親が病気である場合に、(両当事者の了解を得た上で)医師等にその親の病状を聞き、子の観護状況に関する意見を聴取することがある。この医師に対する意見聴取は期日と期日との間に行うことが多い。

また、子の観護に限らず、家事調停事件全般について、医学的な観点からの医務室技官の意見を聴取したり、調停に同席してもらう場合もある。

委員：子を巡る家事調停事件の関係で、家庭裁判所調査官が児童相談所に積極的に赴いて、親から虐待やネグレクトを受けている子の情報を取得するということはあるのか。

裁判所：何の情報提供もない段階で、家庭裁判所調査官が積極的に児童相談所に行くことはないが、家事調停事件として申し立てられた場合には、当事者の希望の有無に関わらず、家庭裁判所調査官は児童相談所からの情報提供

を受けるなど積極的に関与している。

委員：家庭裁判所調査官が関与する事件は増加しているという印象があるが、家庭裁判所調査官の人員は足りているのか。

裁判所：現状の人員をやり繰りしながら、家庭裁判所調査官の調査が必要な事件については、すべて遺漏なく対応している。

(これまでの質疑応答が終了した後、全委員が庁舎内にある科学調査室及びプレイルーム等の実際の調査で使用している施設を見学し、家庭裁判所調査官から調査の進め方についての説明を受けた。)

(6) まとめ

委員：裁判所が一方当事者のみが関与する児童福祉法28条に関する事件を処理する上で、困難な点を伺いたい。

裁判所：判断資料が児童相談所の記録のみである場合には、子の観護状態に関する矛盾点を見つけ出すことは難しい。記録だけでははっきりしない点などの不足する情報は家庭裁判所調査官の調査に負うところが大きい。

委員：児童福祉法28条に関する事件においては(認容されるケースに関して)10年前と比べてハードルが低くなったと感じている。

委員：憎しみ合う夫婦であっても、子どものことに関しては意見が一致する場面はたくさんあると感じている。

委員：面会交流の実施については諸外国に比べて日本は遅れているということを知ったことがあるが事実か。

裁判所：遅れているかという点は置いて、日本においては、「面会交流」は法律上明文化されておらず、子の観護のために必要な措置の一環として実施されている。離婚した親と子をつなぐものとして面会交流が多く実施されているのが現状である。

委員：家庭裁判所調査官が実際に使用する科学調査室及びプレイルームを見学できて有意義であった。

委員：家庭裁判所調査官の説明を聞いて、裁判所は子の健全育成の面も考慮しながら家事調停事件を処理していることが分かった。

(7) 次回テーマ

「少年事件について（仮題）」

(8) 次回期日

平成23年6月13日（月）午後1時10分